中村哲康 委員長

文教厚生委員長報告（概要）

・議案3件を原案可決

【議案第35号】損害賠償額の決定について

質疑 この事故に関して、車の保険は1台幾らか、対人、対物、車両に関しては、幾ら出るのか、市で管理する車の台数は何台か、すべて同じ保険をかけているのか、また事故した個人には何も請求されないようだが、運転者のミスで事故した場合は、本人の負担を幾らか出させれば事故は減ると再三言っているが、どのような検討をされたのか。

答弁 この車両が購入から13年経過のため、車両限度額は3割の60万円となっている。対物責任については、1，000万円を上限とされている。対人については、無制限の補償となっている。保険料に関しては、事故車両においては、3万3，590円である。公用車の台数は143台となっており、すべてこの保険に加入している。全体での掛け金は256万2，510円となっている。職員に賠償をさせないのかという質問については、市の車両運行及び事故処理要綱の中に損害賠償ということで、職員が公用車を使用し、他人に損害を加え、又は公用車に損害を与えたときは、市は賠償する責めを負うということで、まず事故を起こした場合は、市が賠償をするということになっている。第2項において、職員に故意又は重大な過失があったときは、市は、その職員に対して国家賠償法第1条第2項の規定を適用し、求償できるということになっている。国家賠償法の第1条に国または地方の公権力にある公務員が、事故を起こした場合は、国または地方公共団体は、これを賠償する責めを負うということで、まずは、地方公共団体が賠償するということになっている。そして、その責任が重大かつ過失があった場合は、国又は地方公共団体は、その職員に対して求償権を有するということになる。故意又は重大な過失とは事故処理要綱に定められており、例えば、ひき逃げ、無免許、飲酒運転、時速30km以上のスピード違反、軽傷、物損に分かれている。今回の場合も交通事故審査委員会を開き、事故の原因を調べましたが、ここで言う、故意又は過失には当たらないという判断のもと、本人に対しては求償しないということになった。

質疑 今回の場合はそうかもしれないが、これをずっと簡単に済ませていっていたら、大きい事故につながっていく。そういう事故を懸念して言っている。その法に基づかないといけないのか、市独自の規約か何かそういうのを定めてはどうか。

答弁 感情論としては理解できるが、やはり地方公務員法と地方自治法というのがあるので、なかなか市独自というのは難しいと思っている。先ほども申し上げたが、交通事故審査委員会にかけて、本人に対しては訓告、担当課長については、口頭による厳重注意を行い、一定の処分はしている。本人も大変反省している。賠償金というところは、法的には難しいと思っている。

質疑 今回廃車にするわけだが、代わりの補充の予定はあるのか。また、それはEV車か。

答弁 事故車両が廃車となっており、1台不足した状況のため、新たに1台EV車を補充する予定である。

〈その他の付託案件〉

【議案第32号】南島原市税条例等の一部を改正する条例について

【議案第36号】令和4年度南島原市一般会計補正予算（第3号）